

陳情第 3 号

生計費原則に基づく最低賃金決定を求める意見書を国と東京労働局に提出することを求める陳情

1 受理年月日 平成 31 年 2 月 14 日

2 陳情者 立川市羽衣町 1-9-14
国立・立川・昭島地域労働組合総連合
代表者 鈴木 孝 外 6 名

3 陳情の要旨

- (1) 労働者が一日 8 時間・週 40 時間の法定労働時間を働いた場合を基準に、憲法で保障する「健康にして文化的な最低限度の社会生活」を営める賃金を得られるよう、そのために必要な生計費を基にした最低賃金を定めることを求める意見書を立川市として、国と東京労働局に提出するよう陳情します。
- (2) 併せて、中小企業・小規模事業所に、最低賃金引上げの実施を保障するための特別補助などの財政措置を国に求めることを陳情します。

4 陳情の理由

- (1) ワーキングプア、すなわち働く貧困層の増大が社会的問題となって久しくなります。2017 年度の年収 200 万円以下の労働者は 1828 万人、雇用労働者の 33.5%となっています。(総務省統計局労働力調査(詳細集計)平成 29 年(2017 年)平均(速報)より)

労働運動総合研究所が、全労連等との共同で 2008 年に行った「首都圏・若年単身労働者世帯の最低生計費試算」の結果は、税・社会保険料を含め、232,658 円の月額賃金が必要というものでした。10 年前の調査であるものの、消費者物価指数の推移や税・社会保険料の負担増を考慮すれば、現在においてはこれ以上の収入が必要と考えられます。

上記試算において想定した「生活の質」は以下のようなものであり、ただ単に食事し生存できれば良いというものではありません。

- ① 「適切な栄養をえているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっているか」「健康状態にあるか」といった基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」を確保すること。
- ② 「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会生活に参加しているか」といった社会・文化的な「生活の質」を確保すること。

現在、東京都の地域最低賃金は時間額 985 円です。労働基準法による法定労働時間は一日 8 時間・週 40 時間を上限としています。これをもとに、年末年始、5 月の連休程度は休むとして年間 50 週で計算した年間労働時間は、2000 時間となります。985 円で 2000 時間働いた年収は 197 万円、これを 12 ヶ月で除した平均月収は 164, 166 円になり、前述の最低生計費に対し、月あたり 6 万 8 千円以上不足します。

憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（第 25 条）ことを保障しています。しかし、現行の最低賃金法は、第 9 条の 2 で「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とし、支払能力を最低賃金決定の要素としています。これによって最低賃金額は低水準にとどめ置かれ、多数のワーキングプアを作り出す温床になっています。労働者が 8 時間働けば、だれもが憲法の保障する健康で文化的な最低限度の生活ができる賃金を最低限とするべきです。

- (2) 消費者庁による平成 29 年版消費者白書の「消費支出の動向（前年同月比）」によれば、2015 年度以後ほとんど消費支出が減少しています。同調査「消費に関する消費者の意識動向」によれば、「支出を減らそうと思っている」世帯が半数を超えています。支出を減らそうと思う理由は、「所得が減ると思うから」が約 5～6 割、「支出を減らして貯蓄に回す額を増やしたい」が約 3～4 割となっています。このように、収入が増えないために、消費支出を減らさざるを得ない労働者の実情が消費を減退させ、地域経済の不振につながっているといえます。最低賃金の引上げを通じて労働者の賃金が底上げされれば、消費支出が増え、地域経済活性化につながるものと考えられます。

尚、この最低賃金による時間額は、一日 8 時間・週 40 時間を働けない事情にあるパートタイマーや契約社員・嘱託など全ての労働者に適用されるものであります。

- (3) 一方で、地域経済が不振であるために、中小零細企業にあっては、賃金引上げの余力がないことが、最低賃金引上げの障害となっています。政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で「中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための事業を実施するとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。」と述べています。国及び地方自治体においては、方針の具体化と抜本強化を図るよう強く求めるものです。

最低賃金を抜本的に引上げ、労働者の生活改善と地域経済活性化の好循環をもたらすために、貴議会の一層のご尽力をお願いし、陳情いたします。